

磐越自動車道
中野川橋下部工工事

特 記 仕 様 書

令和8年6月

東日本高速道路株式会社
新潟支社新潟工事事務所

目	次	頁
1. 工事概要		1
2. 適用する共通仕様書		1
3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限		1
4. 配置技術者について		1
5. 工事用地等に関する事項		2
6. 本線外盛土場に関する事項		2
7. 関連施設その他との関係		3
8. 作業日、作業期間及び作業時間に関する事項		5
9. 完全週休2日工事		7
10. 関連工事に関する事項		8
11. 工事費構成内訳書に関する事項		9
12. 工程表及び履行報告に関する事項		9
13. 工事用道路に関する事項		10
14. 残存物件に関する事項		12
15. 保安に関する事項		13
16. 環境保全に関する事項		17
17. 再生資源及び建設副産物の活用		18
18. 事前検査に関する事項		20
19. 一部事前検査		21
20. 部分使用に関する事項		21
21. 現場環境改善に関する事項		21
22. 道路構造物点検の実施		23
23. 三者協議会に関する事項		24
24. 工事変更等検討会の設置		25
25. カーボンニュートラル推進工事		25
26. 工事細部に関する事項		27
27. 補足事項		56

添付資料

様式－１	取得報告書
様式－２	工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－２－１	工事費構成内訳書
様式－３	工程表
様式－４	工事履行報告書
様式－５	残存物件調書
様式－６	再生資材供給可能量の照会について
様式－６（別添）	再生資材の供給可能量の情報提供について
様式－７	再生資材使用計画書
様式－８	現場完了届・一部現場完了届
様式－９－１	カーボンニュートラル施工計画書
様式－９－２	カーボンニュートラル施工計画書
様式－１０	工事記録情報 完了届
様式－１１	間接工事費計画書の提出について
様式－１２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－１２（別添）	変更間接工事費計画書
様式－１３	間接工事費増加費用見積書
様式－１４	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－１５	材料調達変更計画書の提出について
様式－１５（別添）	材料調達変更計画書
様式－１６	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	磐越自動車道 中野川橋下部工工事 三者協議会協定書(案)

1. 工事概要

- 1-1 工事名 磐越自動車道 中野川橋下部工工事
- 1-2 路線名 高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線
- 1-3 工事箇所 (自) 福島県耶麻郡西会津町野沢 S T A 728+20
緯度 139° 38' 33" 経度 37° 34' 44"
(至) 福島県耶麻郡西会津町野沢 S T A 750+0.6
緯度 139° 37' 8" 経度 37° 34' 28"
- 1-4 工事延長
- | | | |
|------|---|---------|
| 総延長 | 約 | 1,609 m |
| 土工延長 | 約 | 1,050 m |
| 橋梁延長 | 約 | 559 m |
| 仮橋延長 | 約 | 220 m |

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-5-4 「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の 1-3 「工事箇所」及び 1-4 「工事延長」の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分

- ・市街地部（D I D 地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 7 年 7 月版とする。

3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限

3-1 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」（2）の表に下記を追加する。

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者について

4-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」 (4) に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

磐越自動車道 会津若松 I C から三川 I C

上記を通過する市町村 (会津若松市、会津坂下町、西会津町、阿賀町)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 特別に定める日

契約書第 16 条第 1 項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は工事着手時期以前に着手してはならない。

番号	測 点	場 所	面 積	工事着手時期
1	本線外盛土場①	福島県耶麻郡西会津町野沢年附丙 (長坂)	約 0.5 万 m ²	令和 9 年 4 月

5-2 敷地の使用

共通仕様書 1-9 「工事用地等の使用」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地及び用途は次のとおりとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

敷地の所在地	使用可能面積	使用用途	使用可能期間
福島県耶麻郡西会津町 野沢空田乙 (本線内盛土場①)	約 840 m ²	工事用資材及び 発生土等の仮置場	工事期間中

6. 本線外盛土場に関する事項

6-1 本線外盛土場

6-1-1 本線外盛土場の位置

本線外盛土場は、「本線外盛土場・本線内盛土場位置図及び経路図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに盛土可能量は、下表のとおりとする。

番号	名 称	地 先 名	盛土可能量	摘 要
1	本線外盛土場①	福島県耶麻郡西会津町野沢年附 丙 (長坂)	約 0.9 万 m ³	

なお、本線外盛土場については、関係機関と協議・調整中のため、使用可能時期や協議結果により、施工条件の変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。

6-1-2 本線外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と本線外盛土場を共同使用する場合がありますので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	磐越自動車道 黒森山トンネル工事	大成建設 (株)	本線外盛土場①
2	磐越自動車道 本線工事	未定	本線外盛土場①

6-1-3 本線外盛土場の施工計画

受注者は、本線外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

6-1-4 補償費等

本特記仕様書 6-1-1 に示す本線外盛土場の補償費等は、無償とする。

6-1-5 その他

受注者は、盛土等完了後、監督員に通知し、整地及び跡片付け等の確認を受けるものとする。

6-1-6 盛土場の変更

盛土場について、盛土箇所を変更する必要がある場合には、監督員の指示に従うものとする。
なお、これに要する費用については、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-1-0 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

位 置	路線名	管理者名	摘 要
工事用道路 (工事用道路 位置図参照)	国道 4 9 号	国土交通省	平面交差
	県道大久保野沢停車場線	福島県	平面交差
	町道野沢安座線	福島県 西会津町	平面交差
	町道六郎次線	福島県 西会津町	平面交差・付替
	町道中野牧線	福島県 西会津町	平面交差

(2) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
磐越自動車道 西会津 I C ～ 津川 I C	福島県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制 (路肩規制)

なお、交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(3) 河川・水路関係

位 置	河川・水路名	管理者名	摘 要
STA 738+10付近 STA 738+20付近 STA 743+50付近	農業用水路 中野川 六郎次川	中野地区自治会 福島県西会津町 福島県西会津町	普通河川 普通河川

農業用水路は常時集落等にて使用しているため、工事期間中は断水等が生じないように施工を実施するものとする。施工に際して迂回や切り回しをする場合は、断水させないようにし、工事完了後は復旧するものとする。

(4) 電力、通信施設関係

位 置	路線・施設名	管理者名	摘 要
県道大久保野沢停車場線	送電線・通信線	東北電力(株) N T T 東日本(株) 西会津町ケーブルテレビ	添架
町道六郎次線	送電線	東北電力(株)	添架 埋設完了予定 (令和8年度)
全工事区間	光通信ケーブル	N E X C O 東日本	添架及び埋設
	メタル通信・ 電源ケーブル	N E X C O 東日本	添架及び埋設

電力・通信施設関係については、貸与資料を確認のうえ詳細な現地調査を実施し、施設構造物等の位置確認後に施工を行うものとする。また、上表に示す管理者との協議資料の作成を発注者が指示した場合は従わなければならない。

上記表中の「N E X C O 東日本」とは、東日本高速道路株式会社の通称であり、本項以降においても「N E X C O 東日本」と表記する。

上記 (4) の撤去移設（仮移設を含む）の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。なお、この場合は、事前に移設計画を監督員宛てに提出し、確認を得るものとする。

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項

8-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和9年4月下旬～令和9年5月上旬	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う作業
令和9年8月上旬～令和9年8月下旬		
令和10年4月下旬～令和10年5月上旬		
令和10年8月上旬～令和10年8月下旬		
令和11年4月下旬～令和11年5月上旬		
令和11年8月上旬～令和11年8月下旬		
令和12年4月下旬～令和12年5月上旬		
令和12年8月上旬～令和12年8月下旬		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8-2 冬季休止期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、12月6日から翌年4月7日までの期間は冬季休止期間として、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

8-3 交通規制可能時間

下表に示す項目の施工に伴う交通規制及び通行止め可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

単価表の項目	上下別	施工区間	規制可能時間帯	規制種別
構造物等取壊し アスファルト舗装版取壊し Type A コンクリート構造物取壊し Type A 仮設物設置・撤去工 仮設防護柵 設置 目隠し板A 設置 目隠し板A 撤去 目隠し板B 設置 目隠し板B 撤去	上り	西会津IC～津川IC	終日	路肩規制

8-4 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに必要な費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	予定時期	1車線規制 可能時間帯	摘要
町道六郎次線	令和9年6月上旬 ～令和9年12月上旬	09:00～17:00	待避所設置工
県道大久保野 沢停車場線	令和9年6月上旬 ～令和9年12月上旬	09:00～17:00	道路掘削 土砂C1 盛土工 B(C1) 構造物等取壊し工 撤去工

(2) 通行止め

道路名	予定時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘要
町道六郎次線	令和9年6月上旬 ～令和9年12月上旬	2回	09:00～17:00	道路拡幅工

なお、記載している予定時期、回数及び通行止め可能時間帯は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

9. 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

9-1 定義

(1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1-13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。

(2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

9-2 履行確認（完全週休2日確保の確認方法）

(1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。

(2) 受注者は、工事完了後に、完全週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。

(3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書1-19-3「週間工程表」に規定する工事実績等を基に、完全週休2日の取得状況を確認するものとする。なお、1週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7日間に満たない週は除くものとする。

(4) 履行確認の結果、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

9-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間（まで）

9-4 完全週休2日工事に要する費用

9-4-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休2日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休２日の確保を本特記仕様書９－２「履行確認（完全週休２日確保の確認方法）（２）」による確認後、完全週休２日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書１－３３－１「新単価」の規定によるものとし、NEXTCOの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

９－４－２ 支払

完全週休２日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

１０．関連工事に関する事項

１０－１ 第三者が施工する他の工事

契約書第２条に規定する発注者又は他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事	工事区間の重複 工事用道路（町道等）の共同使用	令和6年8月8日 ～令和13年8月1日	NEXTCO東日本 新潟工事事務所	清水建設（株）・岩田地崎建設（株）JV
磐越自動車道 黒森山トンネル工事	工事区間の重複 工事用道路（町道等）の共同使用	令和7年3月19日 ～令和13年1月16日		大成建設（株）
磐越自動車道 安座川橋工事	工事区間の重複 工事用道路の共同使用	未定		未定
磐越自動車道 本線工事	工事区間の重複 工事用道路の共同使用	未定		未定
会津若松管理事務所 ・保全点検業務 ・保全工事 ・施設保全工事業務	工事区間の重複	毎年度	NEXTCO東日本 会津若松管理事務所	（株）ネクスコ・メンテナンス東北 （株）ネクスコ・エンジニアリング東北 （株）ネクスコ・東日本エンジニアリング
東北支社管内 路車間情報設備更新工事	工事区間の重複	令和5年12月26日 ～令和9年2月7日		（株）関電工
東北自動車道 直流電源設備更新工事	工事区間の重複	令和6年7月18日 ～令和9年1月3日		（株）GSユアサフィールディングス
磐越自動車道 R6 会津若松管内構造物補修工事	工事区間の重複	令和6年5月18日 ～令和9年7月31日		（株）奥村組
磐越自動車道 R8 会津若松管内舗装補修工事	工事区間の重複	未定		未定

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。

1 1. 工事費構成内訳書に関する事項

1 1-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-2のとおりとする。

なお、提出は共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表と合わせて提出するものとする。

また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表（様式-3）

- 1) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
準備工	
切盛土工	道路掘削
のり面工	コンクリートブロック積工、裏込め砕石、基礎工
用排水工	用排水溝
工事用仮橋工 (中野川橋)	工事用仮橋
工事用仮橋工 (六郎次川橋)	工事用仮橋
工事用道路工 (中野川橋)	道路掘削、捨土掘削、種散布工、種吹付工、用排水溝、用排水管、集水ます、防護柵工、簡易舗装工、軽量盛土工、土のう積工
工事用道路工 (六郎次川橋)	道路掘削、捨土掘削、種散布工、種吹付工、用排水溝、用排水管、集水ます、地下排水工、防護柵工、簡易舗装工、土のう積工
橋梁下部工 (中野川橋)	構造物掘削、基礎材、基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋
橋梁下部工 (六郎次川橋)	構造物掘削、基礎材、基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋
雑 工	上記以外

(2) 共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する履行報告（様式-4）

履行報告は、上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1.3. 工事用道路に関する事項

1.3-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「工事用道路位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
1	国道49号	6.0m（全巾）	900m	舗装	無償	——	——	既設
2	県道大久保野沢停車場線	6.0m（全巾）	600m	舗装	無償	——	——	既設
3	町道野沢安座線	6.0m（全巾）	900m	舗装	無償	——	——	既設※
4	町道六郎次線	4.0m（全巾）	1,450m	舗装	無償	——	——	既設
5	町道中野牧線	2.0m（全巾）	90m	舗装	無償	——	——	既設
6	工事用道路 東	4.0～8.0m（全巾）	1040m	舗装＋ 覆工板	無償	——	当該工事	新設
7	工事用道路 中	4.0～8.0m（全巾）	290m	舗装＋ 覆工板	無償	——	当該工事	新設
8	工事用道路 西	4.0m（全巾）	500m	舗装	無償	——	——	既設

※番号3 町道野沢安座線にはTL-20相当の既設橋梁が含まれる。

1.3-2 工事用道路の使用条件

上記の工事用道路の使用条件は以下の通りである。

番号	路線名又は場所	土運搬可能時間	資機材搬入出 作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間
1	国道49号	8：30～16：30	8：30～16：30	原則不可
2	県道大久保野沢停車場線			
3	町道野沢安座線			
4	町道六郎次線			
5	町道中野牧線	終日	終日	終日可
6	工事用道路 東			
7	工事用道路 中			
8	工事用道路 西			

なお、番号4 町道中野牧線は「工事用道路位置図」に示す部分のみの時間とする。

1 3 - 3 既設道路の改良

受注者は、設計図書及び監督員の指示に従い、下表の既設道路の改良を行うものとする。また、撤去が完了後監督員に通知し、復旧状況等の確認を受けなければならない。

番号 6-1 の改良に要する費用は道路掘削土砂 C 5、捨土掘削土砂（表土）C 2、盛土工 B（C 4）及び土のう積工によるものとする。

番号 6-2 の改良に要する費用は待避所設置工によるものとする。

番号 6-3 の改良に要する費用は道路拡幅工によるものとする。

番号	路線名又は場所	主 な 改 良 内 容	借 地	復旧方法
6-1	町道六郎次線	六郎次川下部工 P 5 橋脚付近に迂回路設置	無償	存置
6-2		待避所を 2 箇所設置	無償	存置
6-3		道路拡幅を 1 箇所実施	無償	存置

1 3 - 4 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 3 - 1 に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1 - 2 2 - 5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	工 事 名	受 注 者
1	国道 4 9 号	磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事	清水建設(株)・岩田地崎建設(株) J V
		磐越自動車道 黒森山トンネル工事	大成建設（株）
		磐越自動車道 本線工事	未定
3	町道野沢安座線	磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事	清水建設(株)・岩田地崎建設(株) J V
		磐越自動車道 黒森山トンネル工事	大成建設（株）
		磐越自動車道 本線工事	未定
4	町道六郎次線	磐越自動車道 黒森山トンネル工事	大成建設（株）
		磐越自動車道 本線工事	未定
6	工事用道路 東	磐越自動車道 本線工事	未定
7	工事用道路 中		
8	工事用道路 西		

1 3 - 5 工事用道路の維持・補修

(1) 本特記仕様書 1 3 - 1 に示す番号 2 及び 5 の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため泥落とし装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が泥落とし装置の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

機 材	数量	設 置 場 所	設置期間
泥落とし装置（乾式）	1 基	工事用道路 東 出入口付近	土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中
泥落とし作業 （普通作業員による洗浄作業）	1 式	工事用道路 中 出入口付近	土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中

1 4 . 残存物件に関する事項

1 4 - 1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及び引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては、残存物件調書（様式－5）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	処理方法
標識柱	標識柱H250	1	基	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 現場内
標識板	1700×4000 900×4000 900×900	14.8	m ²	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 沼川橋 発生材置き場（福島県会津若松市北町大字始見島）
基礎ぐい		1	基	
転落防止柵	1100×2000	26.0	m	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 現場内
防雪柵		1	箇所	
防護柵	G r - A - E	21.5	m	
	G r - A - E 1	8.5	m	

	G c -A-E 1	42.5	m	
	G r -B 3-3 E	30.0	m	
	G c -A-E 3 (A)	1	箇所	
立入防止柵 S A 4 (2)	H=1.5m	91.4	m	
立入防止柵 S A 4 (3)	H=1.5m	352.6	m	
立入防止柵の出入口 S A 4 (2)	門扉部	1.0	箇所	
立入防止柵の出入口 S A 4 (3)	門扉部	4.0	箇所	
立入禁止板	600×400	3.0	枚	
不法投棄禁止板	600×400	1.0	枚	
門扉	W=400	1	箇所	

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 4 - 2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 4 - 1 で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 5. 保安に関する事項

1 5 - 1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議（工事着手前安全検討会）

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)・2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 5 - 2 受注者安全協議会

共通仕様書 1 - 2 5 - 3 「工事の安全」に示す受注者安全協議会とは「東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所安全協議会」及び「東日本高速道路株式会社新潟支社管内高速道路安全協議会」を示すものである。

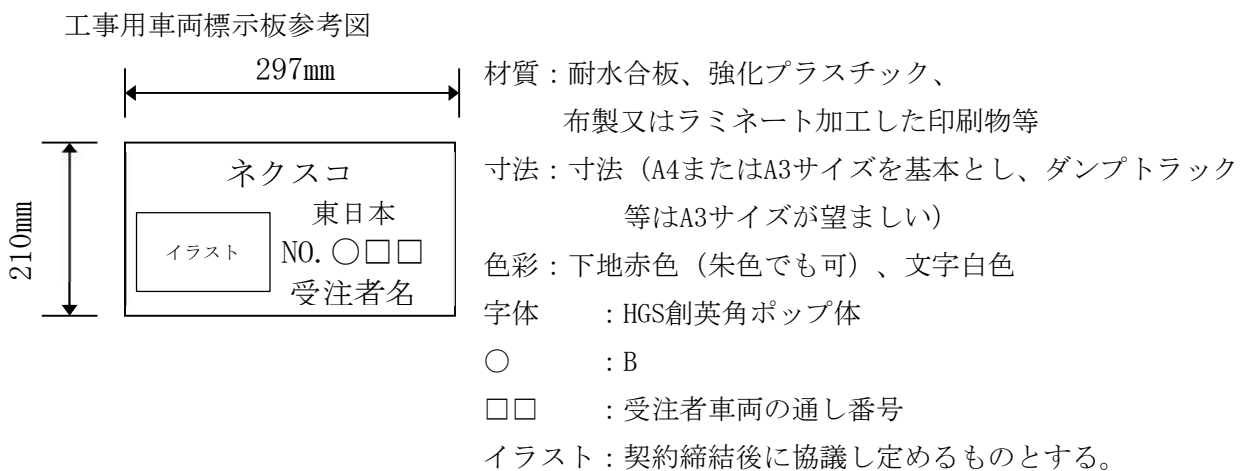
1 5 - 3 工事用車両の運行速度

本特記仕様書 1 3 - 1 番号 3 ～ 5 の工事用道路は、人家連担区域を通過するため、工事用車両の運行速度は、2 0 km/h 以下とする。また、その他に本線外盛土場へ運搬する際において、人家連担区域等を通行する場合は、規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。特に農繁期（田植期及び稲刈期）は運行速度には注意するものとする。

1 5 - 4 工事用車両の区別

共通仕様書 1 - 2 5 - 2 （2）「交通安全」に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとするほか、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は黄色回転灯を備えたものとする。なお、受注者は、監督員が標示板の標示内容の変更を指示した場合、その指示に従わなければならない。

また、標示板は受注者の責任において適切に管理するものとし、各工事用車両の使用が完了した場合は、その都度速やかに処分するものとする。



1 5 - 5 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するに当たっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 5 - 6 工事に使用する機械について

公称質量 21 t 以上のブルドーザを使用する場合は、ROPS（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

15-7 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

15-8 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1-55-1「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

- ・契約書第 57 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保しなければならない。

15-9 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

15-10 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

15-10-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工に当たっては、東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和 3 年 7 月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

15-10-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して近接工事対象となる管路等の設置状況の確認、近接工事の回避や移設等の検討、試掘や管路等の防護、埋設標柱の設置等万全の措置を講じられるよう、作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

15-10-3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。

種別	所有者	条件等	貸与する資料	適用
電源及び通信ケーブル管	NEXCO東日本	埋設	管理用図面	

15-11 送配電線等上空施設損傷事故の防止対策

受注者は、一般道に位置する送配電線等上空施設損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工に当たっては、東日本高速道路㈱新潟支社「送配電線等上空施設損傷事故防止の手引き「Ver. 3」（令和4年9月）」に基づき万全の処置を講じなければならない。また、送配電線等上空施設の損傷事故を防止するために施工に先立ち、工事現場における架空線等上空施設の存在の調査を実施し、種類・位置・管理者を確認するとともに、架線下での作業または通過が想定される建設機械等の種別と最大高さを把握するものとする。

15-12 現場資材の管理徹底

受注者は、工事現場における使用資材及び現場保管資材等の管理強化に努めなければならない。なお、本特記仕様書15-5により設置する工事案内看板、標識、バリケード、保安灯等の現場保安資材の管理についても万全の措置を講じなければならない。

15-13 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

15-14 交通保安要員の配置

交通保安要員は、設計図及び本特記仕様書26-16に示す、配置種別、配置場所、配置人数、配置時間及び期間にて適切に配置するものとする。また受注者は共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」において、交通保安要員の実施内容、安全対策、車両等の誘導方法について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

15-15 保安に関する費用

本特記仕様書15-14交通保安要員の配置に要する費用は、単価表の項目に含むものとする。また本特記仕様書15-10のうち光通信ケーブル等の試掘に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、本特記仕様書15-1、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、本特記仕様書15-1について重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 6．環境保全に関する事項

1 6－1 井戸等の枯渇対策

本線沿線には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が点在しており、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中、受注者はこれらの物件について、状況の把握に努め、変状が認められた場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 6－2 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 6－3 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

1 6－4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施に当たり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 6－5 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 6－6 希少猛禽類繁殖地の保全

本工事施工箇所近接して希少種猛禽類が確認されており、監督員が希少種猛禽類の繁殖に作業が影響すると判断し、作業中止を指示した場合、これに従わなければならない。この場合、受注者の責に帰することのできない事由に限り、工期等の変更が必要であると監督員が認めた場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 6－7 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 1 6－1 に定める観測に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

17. 再生資源及び建設副産物の活用

17-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘 要 指 針 等
2-(8) 基礎材	再生クラッシャーラン	約 32 m ³	
4-(16) 裏込め砕石	再生クラッシャーラン	約 366 m ³	
4-(17) 基礎工(F)	再生クラッシャーラン	約 10 m ³	
5-(1) 用排水溝	再生クラッシャーラン	約 1 m ³	
18-(3) 簡易舗装工	表層用再生加熱アスファルト混合物	約 319 m ³	
	再生クラッシャーラン	約 2464 m ³	
特-(3) 軽量盛土工	再生クラッシャーラン	約 868 m ³	
特-(7) 待避所設置工	表層用再生加熱アスファルト混合物	約 4 m ³	
	再生クラッシャーラン	約 33 m ³	
特-(8) 道路拡幅工	表層用再生加熱アスファルト混合物	約 7 m ³	
	再生クラッシャーラン	約 13 m ³	

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会（様式-6）を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内（再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内）の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要であると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

コンクリート塊を原材料とする再生骨材

再生骨材の種類	主な用途
再生クラッシャーラン	基礎材、裏込め砕石、基礎工、用排水溝、簡易舗装工、軽量盛土工、待避所設置工、道路拡幅工
再生コンクリート砂	基礎材、仮設材料

アスファルト・コンクリート塊を原材料とする再生骨材

再生骨材の種類	主な用途
再生クラッシャーラン	基礎材、裏込め砕石、基礎工、用排水溝、簡易舗装工、軽量盛土工、待避所設置工、道路拡幅工
再生コンクリート砂	基礎材、仮設材料

再生加熱アスファルト混合物

再生資材の種類	主な用途
表層再生加熱アスファルト混合物	本線以外の表層用材料、仮設材料

1 7 - 2 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	本線 用排水溝撤去 コンクリートブロック 枠工取壊し 既設仮橋橋台取壊し	約 3 4 5 m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	本線 一般道	約 6 m ³	再資源化施設
建設発生木材 (伐採木・除根材など)	立木伐採箇所	約 3 2 2 t	再資源化施設

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊	松阪興産(株) 会津工場	福島県河沼郡会 津坂下町大字福 原字四ツ壇3番1	受入時間帯 7:30～16:30 (夜間の受入 可(要事前連絡)) 休日 日曜、祝祭日 大きさ制限なし
アスファルト・コン クリート塊	松阪興産(株) 会津工場	福島県河沼郡会 津坂下町大字福 原字四ツ壇3番1	受入時間帯 7:30～16:30 (夜間の受入 可(要事前連絡)) 休日 日曜、祝祭日 大きさ制限なし

建設発生木材	(株)ノーリン	喜多方市慶徳町 山科字吉砂子 2513他	受入時間帯 8:00～17:00 (夜間の受入 不可) 休日 日曜、祝祭日
--------	---------	----------------------------	---

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

17-3 再生資材供給量の報告

本特記仕様書17-1(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-7)し、その指示に従うものとする。

17-4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

18. 事前検査に関する事項

18-1 事前検査

事前検査とは、しゅん功検査を実施しようとする時期に、現地気象条件及び現場仮設設備設置状況等により工事目的物の現場検査の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査に先立ち現場検査を行うものをいう。

18-2 事前検査の実施

事前検査は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、受注者から工事の現場完了届(様式-8)の提出があった場合に実施できるものとする。ただし、事前検査を実施するために必要な仮設設備等は対象外とし、現場が点在しており工事進捗状況が異なる場合等により、すべての現場が次の各号に掲げる要件をすべて満たせない場合は、適切な時期を見定めて事前検査を実施するものとする。

- (1) 設計図書(追加・変更指示を含む。)に示す工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた出来形調書、変更設計図書の資料整備が完了していること。

18-3 検査日及び事前検査員名の通知

監督員は、本特記仕様書18-2に示す現場完了届が提出された後に事前検査に先立って受注者に対して、検査日、事前検査員名及び検査内容を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

18-4 事前検査の内容

事前検査とは、監督員及び受注者の立会いのうえ、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現場にて確認すべき事項の検査を行う。

19. 一部事前検査

契約書第39条に規定する「指定部分」が完了した場合には、本特記仕様書18の各項を準用して、一部事前検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部に係る工事」、「事前検査員」とあるのは「一部事前検査員」とそれぞれ読み替えるものとする。

20. 部分使用に関する事項

20-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
町道六郎次線待避所	令和9年8月上旬	一般の用に供するため
町道六郎次線迂回路	令和9年9月上旬	〃
六郎次川仮橋	令和10年5月上旬	土工・下部工施工のため
工事用道路 中	令和10年9月上旬	土工・下部工施工のため
六郎次川橋下部工	令和12年7月上旬	上部工施工のため
工事用道路 東	令和12年8月上旬	〃
中野川仮橋	令和12年8月上旬	〃
中野川橋下部工	令和12年11月上旬	〃

21. 現場環境改善に関する事項

21-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取組みについては、本特記仕様書25に示すカーボンニュートラル推進工事の取組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	・工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
地域連携	・パンフレット、工法説明ビデオ ・地域対策費（地域行事等の費用含む）

2 1 - 2 熱中症予防に係る対策費用

2 1 - 2 - 1 定義

熱中症予防に係る費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 1 - 2 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表一 1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表一 1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表一 1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 1 - 2 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2 1 - 2 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

2 1-3 クマ対策に係る費用

2 1-3-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 1-3-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 1-3-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ①クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2 2. 道路構造物点検の実施

2 2-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-1 7-3 「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和 8 年 4 月）」（以下「点検要領」という）第 1 編「総則」第 4 章「点検の対象構造物」（1）橋梁（下部構造）、土工構造物とする。

2 2-2 点検手法

点検は、点検要領第 1 編「総則」第 6 章「点検の実施」及び第 2 編「各種点検」第 1 章「初期点検」に基づき行うものとする。なお、点検の実施にあたり、別途監督員から点検要領の補足を指示された場合は、受注者はそれに従うものとする。

2 2-3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

2 2 - 4 検査の記録

点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

2 2 - 5 費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」、点検要領に記載されている方法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書2 2 - 1の対構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すると共に、監督員の指示を受け、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 3. 三者協議会に関する事項

2 3 - 1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- 1) 六郎次川橋下部工設計及び中野川橋下部工設計に関する事項
- 2) 工事用道路設計および工事用仮栈橋設計に関する事項

2 3 - 2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「磐越自動車道 中野川橋下部工工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

2 3 - 3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 3 - 4 三者協議会の開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1 - 5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1 - 17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

24. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

25. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

25-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式-9-1）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

25-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式-9-2）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

25-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(5)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 5 - 4 加点评価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「2 5 - 1」及び「2 5 - 2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「2 5 - 3」に示す加点评価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「2 5 - 2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 5 - 5 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

2 5 - 6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

26. 工事細部に関する事項

26-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に以下のとおり追加する。

(16) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

(17) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

26-2 道路掘削

(1) 種別

道路掘削の単価表の項目及び作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
道路掘削 土砂 A 1	1) 工事用道路 東 STA. 733+54～STA. 736+18における土砂（土質区分：土砂 B）の掘削、積込 2) 工事用道路 東 STA. 733+54～STA. 737+44への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等
道路掘削 土砂 C 1	1) 工事用道路 東 STA. 728+60～STA. 729+40における土砂（土質区分：土砂 E）の掘削、積込 2) 工事用道路 東 STA. 728+60～STA. 729+40への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等
道路掘削 土砂 C 2	1) 工事用道路 東 STA. 736+18～STA. 737+44における土砂（土質区分：土砂 B）の掘削、積込 2) 工事用道路 東 STA. 733+54～STA. 737+44への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等
道路掘削 土砂 C 3	1) 工事用道路 東 STA. 738+40～STA. 739+06における土砂（土質区分：土砂 B）の掘削、積込 2) 工事用道路 東 STA. 738+40～STA. 739+06への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等
道路掘削 土砂 C 4	1) 工事用道路 中 STA. 741+80～STA. 743+12における土砂（土質区分：土砂 B）の掘削、積込 2) 工事用道路 中 STA. 741+80～STA. 743+12への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等
道路掘削 土砂 C 5	1) 工事用道路 中 STA. 743+86～STA. 744+17における土砂（土質区分：土砂 B）の掘削、積込 2) 工事用道路 中 STA. 743+86～STA. 744+17への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等
道路掘削 土砂（表土） C 1	1) 工事用道路 東 STA. 736+18～STA. 737+44における土砂（土質区分：土砂 E）の掘削、積込 2) 工事用道路 東 STA. 733+54～STA. 737+44への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等
道路掘削 土砂（表土） C 2	1) 工事用道路 東 STA. 738+40～STA. 739+06における土砂（土質区分：土砂 E）の掘削、積込

	2) 掘削土仮置場②への運搬、敷均し、仮置き
道路掘削 土砂（表土）C 3	1) 工事用道路 中 STA. 741+80～STA. 743+12における土砂（土質区分：土砂E）の掘削、積込 2) 工事用道路 中 STA. 741+80～STA. 743+12への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等
道路掘削 軟岩A 1	1) 工事用道路 東 STA. 733+54～STA. 736+18における軟岩（土質区分：軟岩A）の掘削、積込 2) 工事用道路 東 STA. 733+54～STA. 737+44への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等

(2) 施工

工事用道路における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。

その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。

(3) 支払

共通仕様書の2-6-7「支払」に下記を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2- (2) 道路掘削	
土砂A 1	m ³
土砂C 1	m ³
土砂C 2	m ³
土砂C 3	m ³
土砂C 4	m ³
土砂C 5	m ³
土砂（表土）C 1	m ³
土砂（表土）C 2	m ³
土砂（表土）C 3	m ³
軟岩A 1	m ³

2 6 - 3 捨土掘削

(1) 種別

捨土掘削の単価表の項目及び作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
捨土掘削 土砂（表土）C 1	1) 工事用道路 東 STA. 738+40～STA. 739+06における土砂（土質区分：土砂E）の掘削、積込 2) 本線外盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等
捨土掘削 土砂（表土）C 2	1) 工事用道路 中 STA. 743+86～STA. 744+17における土砂（土質区分：土砂E）の掘削、集積（大型土のうの中詰土に使用）

(2) 施工

本線外盛土場における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。

その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。

(3) 支払

共通仕様書の2-6-7「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
2 - (4) 捨土掘削	
土砂（表土）C 1	m ³
土砂（表土）C 2	m ³

2 6 - 4 構造物掘削

(1) 種別

共通仕様書2-8-1「定義」（1）に規定する構造物掘削の単価表の項目及び作業内容は、下記の通りとする。

単価表の項目	作業内容
構造物掘削 普通部B 1	中野川橋部 1) 中野川橋P 1～P 4橋脚の掘削 2) 掘削土の掘削土仮置場①および掘削土仮置場②への運搬、仮置き 3) 掘削土仮置場①および掘削土仮置場②における仮置き土の積込 4) 工事用道路 東 STA. 738+40～STA. 739+06への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等 5) 中野川橋A 1橋台、P 2、P 3、P 4橋脚への運搬、裏込め、埋戻し、締固め、整形、含水比の調整等 6) 余剰土は本線外盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等、本線外盛土場における盛土管理
構造物掘削 普通部B 2	六郎次川橋部 1) 六郎次川橋P 1～P 5橋脚、既設仮栈橋A 1・A 2橋台の掘削 2) 掘削土の掘削土仮置場③および掘削土仮置場④への運搬、仮置き 3) 掘削土仮置場③および掘削土仮置場④における仮置き土の積込 4) 六郎次川橋A 1橋台、六郎次川橋P 1、P 2、P 3、P 5橋脚へ

	の運搬、裏込め、埋戻し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等 5) 既設仮栈橋 A 1・A 2 橋台への運搬、埋戻し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等 6) 工事用道路 中 STA. 741+80～STA. 743+12への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等 7) 余剰土は本線外盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等、本線外盛土場における盛土管理
構造物掘削 普通部 C 1	工事用道路 東 軽量盛土工施工箇所 1) 工事用道路 東 STA. 728+60～STA. 733+54における土砂の掘削 2) 掘削土の積込、本線内盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等 3) 掘削土の積込、本線外盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等
構造物掘削 特殊部 B 1	1) 中野川橋 A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置、撤去 2) 基礎ぐいの施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削、掘削土仮置場①への仮置き、掘削土仮置場①における仮置き土の中野川橋 A 1 橋台基礎ぐいへの運搬、埋戻し 3) グラウンドアンカーの打設、除去 4) 躯体施工時の掘削、中野川橋 P 1 への運搬、埋戻し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等 5) 余剰土は本線外盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、含水比の調整等、本線外盛土場における盛土管理 なお、親杭横矢板の設置は電動式バイブロハンマによるものとし、撤去は電動式バイブロハンマによるものとする。 仮設材について、調達が困難な場合は、本特記仕様書 2 7－8 「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。
構造物掘削 特殊部 B 2	1) 六郎次川橋 A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置、撤去 2) 基礎ぐいの施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削、六郎次川橋 P 4 橋脚への運搬、埋戻し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等 3) グラウンドアンカーの打設、除去 4) 躯体施工時の掘削、六郎次川橋 P 4 橋脚部への運搬、埋戻し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等 なお、親杭横矢板の設置は電動式バイブロハンマ（ウォータージェット併用）によるものとし、撤去は電動式バイブロハンマによるものとする。 仮設材について、調達が困難な場合は、本特記仕様書 2 7－8 「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。

(2) 施工

本線内盛土場及び本線外盛土場における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。

その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。

- 1) 掘削において、1～2台程度の通常のポンプ排水で処理することができない著しい湧水等により特別な排水施設の必要があると認められ監督員が工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議して定めるものとする。
- 2) 掘削において、地質状況や湧水等により掘削のり面に崩壊の危険性が生じ、掘削が困難になった場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとし、それに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 3) 掘削中に予期しない転石等に遭遇した場合は、その処置方法について、監督員と協議するものとする。なお、監督員が工法の変更等を指示した場合は、それに従うものとし、それに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(3) 支払

共通仕様書の2-8-11「支払」に下記を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2-(6) 構造物掘削	
普通部B 1	m ³
普通部B 2	m ³
普通部C 1	m ³
特殊部B 1	m ³
特殊部B 2	m ³

26-5 盛土工

(1) 種別

盛土工の単価表の項目及び作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
盛土工 盛土工 B (C1)	工事用道路 東 STA. 728+60～STA. 733+54における、他工事流用土（トンネルずりC級）の敷均し、締固め、整形、含水比の調整等
盛土工 盛土工 B (C2)	工事用道路 東 STA. 733+54～STA. 737+44における、他工事流用土（トンネルずりC級）の敷均し、締固め、整形、含水比の調整等
盛土工 盛土工 B (C3)	工事用道路 中 STA. 741+80～STA. 743+12における、他工事流用土（トンネルずりC級）の敷均し、締固め、整形、含水比の調整等
盛土工 盛土工 B (C4)	工事用道路 中 STA. 743+86～STA. 744+17における、他工事流用土（トンネルずりC級）の敷均し、締固め、整形、含水比の調整等

(2) 施工

工事用道路における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。

その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。

(3) 支払

共通仕様書の2-7-8「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
2- (5) 盛土工	
盛土工 B (C1)	m ³
盛土工 B (C2)	m ³
盛土工 B (C3)	m ³
盛土工 B (C4)	m ³

26-6 種散布工

共通仕様書4-7-2「材料」(1)種子の種類及び使用量は下表のとおりとする。なお種子の種類及び使用量の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

単価表の項目	品種	標準使用量 (1m ² 当たり)
種散布工	クリーピングレッドフェスク	10.0 g
	トールフェスク	10.0 g
	レッドトップ	0.2 g

26-7 基礎工

(1) 種別

共通仕様書4-20「基礎工」に次の事項を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
基礎工 コンクリート基礎工 A (F)	コンクリートブロック積みの基礎をいい、裏込めコンクリート厚20cmのものをいう。 基礎幅600mm 高さ400mm	基礎材あり

(2) 支払

共通仕様書4-20-5「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
4-(17)	基礎工 コンクリート基礎工 A (F)	m

26-8 用排水構造物工

(1) 種別

共通仕様書5-4「用排水構造物工」に次の事項を追加する。

単価表の項目	内 容	図面表示
用排水溝 Bf・a・b (R)	仮設物設置撤去工で撤去したBfを再設置するもの	Bf-a-b(R)
用排水管 P(Po-B)・φD	高密度ポリエチレン管を使用した仮排水管	P(Po-B)・φD

上表の用排水溝のφDのDは管径(m)を示す。

(2) 支払

共通仕様書5-4-5「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5-(1)	用排水溝 Bf・a・b (R)	m
5-(2)	用排水管 P(Po-B)・φD	m

26-9 基礎杭

共通仕様書7-2-4「場所打ちコンクリート杭の施工」に下記を追加する。

(1) 場所打ちコンクリート杭（機械掘削）

7) 掘削に伴い発生した残土処理については、本線外盛土場①へ運搬し、敷均し、締固め、整形及び含水比の調整等、盛土管理を行うものとする。なお、費用については、場所打ちコンクリート杭の契約単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

(2) 場所打ちコンクリート杭（人力掘削）

9) 人力掘削，φ 9 0 0 0 の掘削に伴い発生した残土処理については、中野川橋 A 1 橋台の埋戻し、裏込め、締固め、整形及び含水比の調整等、盛土管理を行うものとする。余剰土は本線外盛土場①へ運搬し、敷均し、締固め、整形及び含水比の調整等、盛土管理を行うものとする。なお、費用については、場所打ちコンクリート杭の契約単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

1 0) 人力掘削，φ 2 5 0 0 の掘削に伴い発生した残土処理については、六郎次川橋 P 4 橋脚部へ運搬し、埋戻し、締固め、整形及び含水比の調整等、盛土管理を行うものとする。余剰土は本線外盛土場①へ運搬し、敷均し、締固め、整形及び含水比の調整等、盛土管理を行うものとする。なお、費用については、場所打ちコンクリート杭の契約単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

(3) 残土処理（盛土管理）

本線外盛土場における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。

その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。

2 6 - 1 0 鉄筋工

(1) 種別

共通仕様書 8 - 4 - 2 「鉄筋の種別」に下記の項目を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
A (E)	中野川橋 A1 橋台、六郎次川橋 A1 橋台において、鉄筋規格 SD345 でエポキシ樹脂塗装鉄筋を使用するもの	重ね継手
C (E)	中野川橋 A1 橋台、六郎次川橋 A1 橋台において、鉄筋規格 SD345 でエポキシ樹脂塗装鉄筋を使用するもの	機械式鉄筋定着

(2) 適用すべき諸基準

共通仕様書 8 - 4 - 3 「適用すべき諸基準」に下記の項目を追加する。

エポキシ樹脂塗装を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針 改訂版（平成 1 5 年 1 1 月 土木学会）

(3) 支払

共通仕様書 8 - 4 - 7 「支払」に下記を追加する。

鉄筋 A (E)、C (E) の支払は前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うエポキシ樹脂塗装費用と現場までの輸送費、鉄筋の加工、組み立て、据付け等の鉄筋の施工に要する材料・労力、機械器具等鉄筋の施工を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8 - (3)	鉄筋	
	A (E)	t
	C (E)	t

26-11 防護柵工

(1) 種別

共通仕様書 15-3-2 「種別」に下記を追加する。

項 目	区 分 内 容	標準図の記号
防護柵工 Gr-B3-3E	工事用道路の路肩に設置する防護柵 積雪3m対応、塗装仕上げ	Gr-B3-3E
防護柵工 Gr-C2-2B	軽量盛土の路肩に設置する防護柵 積雪2m対応、塗装仕上げ、プレキャスト基礎を含む	Gr-C2-2B

(2) 支払

共通仕様書 15-3-7 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15 - (1)	防護柵	
	Gr-B3-3E	m
	Gr-C2-2B	m

26-12 標識撤去工

(1) 定義

共通仕様書 16-12-1 「定義」を次の通りとする。

標識撤去工とは、既設の標識柱（単柱式はコンクリート基礎含む）及び標識板、標識基礎ぐいを撤去することをいう。

(2) 種別

共通仕様書 16-12-2 「種別及び発生材の処理」を次の通りとする。

項 目	区 分 内 容
標識柱撤去工 標識柱H250	既存の標識柱（H250*H250）を撤去するもの 切断を含む
標識柱撤去工 標識基礎ぐいφ457.2	既存の標識柱の基礎ぐいを撤去するもの（φ457.2） 切断を含む
標識板撤去工 案内標識A	既存の標識板（案内標識）を撤去し、資材置き場まで運搬するもの。

(3) 施工

1) 撤去した標識柱及び標識基礎ぐいは施工の支障とならない箇所へ仮置きし、処分に関しては別途監督員と協議し定めるものとする。

- 2) 標識基礎ぐいは供用路線や工事用道路に影響を及ぼさないように撤去を行うものとする。
- 3) 撤去した標識板は「発生材置き場位置図」に示す場所へ運搬し、保管するものとする。

(4) 数量の検測

共通仕様書 16-12-3 「数量の検測」に下記を追加する。

標識柱撤去工 標識基礎ぐいの数量の検測は設計数量（基）で行うものとする。

(5) 支払

共通仕様書 16-12-4 「支払」に下記を追加する。

標識柱撤去工 標識柱、標識基礎ぐいの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識柱の撤去、標識基礎ぐいの撤去、支柱切断、基礎ぐい切断、仮置き等標識柱撤去工 標識柱、基礎ぐい各単価の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

標識板撤去工 案内標識Aの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う標識板の撤去、設計図書に示す仮置き場までの運搬等標識板撤去工 案内標識Aの各単価の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目		検測の単位
16-（23）	標識柱撤去工	
	標識柱H250	基
	標識基礎ぐいφ457.2	基
16-（24）	標識板撤去工	
	案内標識A	m ²

26-13 簡易舗装工

(1) 種別

共通仕様書 18-5 「敷砂利工及び簡易舗装工」に規定する簡易舗装工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
凍上抑制層（t=acm）	RC-40を使用し、下層路盤工の下に凍上抑制層を構築するもの。 （施工厚さは図示）

(2) 材料

共通仕様書 18-5-2 「材料」に下記を追加する。

- (5) 加熱アスファルト表層工に使用する材料は、品質証明書（アスファルト混合物事前審査認定書や地方公共団体が実施している認定書）があれば配合設計、試験練りを省略する事ができる。

- (6) 凍上抑制層の材料は、共通仕様書 18-5-2 「材料」 (3) 切込碎石（砂利）路盤

工（再生クラッシャーラン）を適用するものとする

（３）支払

共通仕様書 18-5-5 「支払」に下記の項目を追加する。

単価表の項目

検測の単位

18-（３） 簡易舗装工

凍上抑制層（t=acm）

m²

26-14 構造物等取壊し工

（１）種別

共通仕様書 18-12-2 「種別」に規定する構造物等取壊し工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し（Type A） （無筋コンクリート）	土工部の構造物取壊し Dv-Pu-0.30・0.30(10) のシールコンクリート Dv-Bf-0.24・0.18(10) のシールコンクリート Ds-K(1)-Bf-0.30・0.20 (10) のシールコンクリート Ds-K-V-3.80-0.30 (10) Dc ^ (D) -0.50・0.50・0.50の本体 切土部コンクリートシール（t=10） コンクリートブロック砕工 Gc-A-E3(A) 基礎 下部工の構造物取壊し 既設仮栈橋橋台の均しコンクリート 歩車道境界ブロック 防雪柵基礎 門扉基礎
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し（Type B） （有筋コンクリート）	土工部の構造物取壊し PuL-0.30・0.30 PuL-0.45・0.45 Pu-0.30・0.30 Bf-0.30・0.20 Dv-Pu-0.30・0.30(10) のPu-0.30・0.30 Dv-Bf-0.25・0.18 (10) のBf-0.24・0.18 Ds-K(1)-Bf-0.30・0.20 (10) のBf-0.30・0.20 Bf-0.650・0.415 P(H)-1-φ0.50 Dc ^ (D) 0.50・0.50・0.50のふた 下部工の構造物取壊し

	既設仮栈橋橋台の躯体
構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)	土工の構造物取壊し As-C 下部工における構造物取壊し アスファルト舗装 (t=5cm)

(2) 施工

既設用排水構造物の取壊しは、撤去する原位置で取り壊すものとする。

取り壊しは機械施工とし、供用路線に飛散等交通の影響が生じないよう行うものとする。

(3) 支払

共通仕様書 18-12-5 「支払」に下記の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
18-(17) 構造物等取壊し工	
コンクリート構造物取壊し (Type A)	m ³
コンクリート構造物取壊し (Type B)	m ³
アスファルト舗装版取壊し (Type A)	m ²

26-15 交通規制工

26-15-1 種別

共通仕様書 19-3-2 「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間
路肩規制 A	磐越自動車道 上り線 西会津IC～津川IC	アスカーブの取壊し コンクリートシールの取壊し 仮設防護柵 設置工 目隠し板の設置・撤去	8:30～18:00 (9:00～17:00)

- ① 各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置時間（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。
- ④ 休憩時間における交代要員の配置に必要な労力については交通規制工に含むものとする。

なお、受注者は工事規制による著しい渋滞、交通の危険又はそれらの恐れがある場合及び異常気象時には監督員の指示により規制開始の延期または規制解除（工事中止）する措置を講ずるものとする。これらの措置によるもの等受注者の責によらず交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする

26-15-2 施工

(1) 交通規制の施工は、「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定によるものとするが、交通規制器材等について、下記の項目を追加する。

種別	内容	設置箇所	設置数量	摘要
標識車（車載式）		規制テーパー部	1台	受注者で用意
工事予告看板	警戒標識 (200m先工事中)	規制テーパー手前 200m	1枚	受注者で用意
工事予告看板	警戒標識 (500m先工事中)	規制テーパー手前 500m	1枚	受注者で用意
矢印板（発光式）		規制テーパー部	6枚	受注者で用意
ラバコーン		規制箇所	60個	受注者で用意

(2) 危険車両が接近したときに規制内の作業員等へ警告するため警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、可搬式センサネットワーク、遠隔操作サイレン等の警報装置を使用するものとする。

(3) 日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとする。ただし、監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

26-15-3 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

26-16 交通保安要員

26-16-1 種別

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間	交替要員の計上	備考
交通保安要員 交通監視員	9:00～17:00	無	
交通保安要員 交通誘導警備員B	8:30～16:30	無	

上表の配置時間は、作業時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。なお、交替要員計上については、積算上の条件明示であり、交替要員の配置を指定するものではない。

(2) 共通仕様書19-4-2「種別」に規定する配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

番号	単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置期間
①	交通保安要員 交通監視員	本線路肩規制時の作業箇所	1人	—	交通規制 実施の都度
②	交通保安要員 交通誘導警備員B	県道大久保野沢停車場線と 工事用道路 東の交差部	1人	—	令和9年4月～ 令和12年10月
③	交通保安要員 交通誘導警備員B	県道大久保野沢停車場線	1人	—	
④	交通保安要員 交通誘導警備員B	工事用道路 東	2人	—	
⑤	交通保安要員 交通誘導警備員B	町道野沢安座線と 町道六郎次線の交差部	1人	—	
⑥	交通保安要員 交通誘導警備員B	町道六郎次線と 工事用道路中の交差部	1人	—	
⑦	交通保安要員 交通誘導警備員B	本線外盛土場①出入口付近	1人	—	
⑧	交通保安要員 交通誘導警備員B	本線内盛土場①出入口付近	1人	—	
⑨	交通保安要員 交通誘導警備員B	県道大久保野沢停車場線の規制時	2人	—	

26-16-2 交通安全要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通安全要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通安全要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

26-16-3 交通安全要員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書19-4-3「交通安全要員計画」に規定する交通安全要員実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

26-17 立木伐採工

(1) 定義

立木伐採工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う立竹木、倒木等の伐採、切断、集積、積み込み、再生資源化施設への運搬、検量、処理等を行うことをいう。

(2) 種別

立木伐採工の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	内容	備考
立木伐採工 伐採A	立木の伐採、切断、集積、積込	樹木密集度 伐木（中） (10本/100㎡以上50本/100㎡未満)
立木伐採工 立木等処理A	伐採で発生した枝葉、幹の再生資源化施設までの運搬、検量、処理	

(3) 施工

立木伐採工の施工に先立ち、あらかじめ監督員と十分な協議を行い、伐採箇所の範囲、作業内容等の確認を行うものとする。現地調査の結果、大幅に密度が異なり、監督員が必要と認めた場合に限り、その費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(4) 発生材の処理

発生材の処理に当たっては、共通仕様書1-28「建設副産物」及び本特記仕様書17「再生資源及び建設副産物に関する事項」の規定に基づき、適切に行うものとする。

(5) 数量の検測

伐採Aの数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。

立木等処理Aの数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。なお、設計数量及び支払数量の少数位は共通仕様書1-31-4「数量の少数位」の区分②の欄を適用とする。

また、立木等処理Aの数量については、法的公認を受けている検量所にて検量しなければならない。検量の確認は、検量所が発行する検（計）量証明書もしくは検（計）量伝票で行うものとする。

(6) 支払

立木伐採工の支払は、前項の項目に従って検測された数量に対し、1 m²又は1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、伐採、切断、集積、積込、処理等、立木伐採工の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (1)	立木伐採工	
	伐採A	m ²
	立木等処理A	t

26-18 撤去工

(1) 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去を行うことをいう。

(2) 種別

撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
撤去工 G r - A - E	G r - A - E を撤去、仮置きするもの
撤去工 G r - A - E 1	G r - A - E 1 を撤去、仮置きするもの
撤去工 G r - B 3 - 3 E	G r - B 3 - 3 E を撤去、仮置きするもの
撤去工 G c - A - E 1	G c - A - E 1 を撤去、仮置きするもの
撤去工 G c - A - E 3 (A)	G c - A - E 3 (A) を撤去、仮置きするもの
撤去工 立入防止柵 S A 4 (2)	立入防止柵 S A 4 (2) を撤去、仮置きするもの
撤去工 立入防止柵 S A 4 (3)	立入防止柵 S A 4 (3) を撤去、仮置きするもの
撤去工 立入防止柵の出入口 S A 4 (2) - E	立入防止柵の出入口 S A 4 (2) を撤去、仮置きするもの
撤去工 立入防止柵の出入口 S A 4 (3) - E	立入防止柵の出入口 S A 4 (3) を撤去、仮置きするもの
撤去工 立入禁止板	立入防止柵に設置されている立入禁止板を撤去、仮置きするもの
撤去工 不法投棄禁止板	立入防止柵に設置されている不法投棄禁止板を撤去、仮置きするもの

撤去工 門扉	町道六郎次線と六郎次川橋P4橋脚の交差部に設置している門扉を撤去、仮置きするもの
撤去工 転落防止柵	県道大久保野沢停車場線と工事用道路 東の交差部に設置している転落防止柵を撤去、仮置きするもの
撤去工 視線誘導標	県道大久保野沢停車場線と工事用道路 東の交差部に設置している視線誘導標を撤去、仮置きするもの
撤去工 防雪柵	県道大久保野沢停車場線と工事用道路 東の交差部に設置している防雪柵を撤去、仮置きするもの

(3) 施工

撤去工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って撤去し、現場内の施工の支障とならない場所に仮置きを行うものとする。なお、処分については別途監督員と協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量（m、箇所、枚）で行うものとする。

(5) 支払

撤去工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m、1箇所、1枚当たり契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う撤去、仮置き等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（2）	撤去工	
	G r - A - E	m
	G r - A - E 1	m
	G r - B 3 - 3 E	m
	G c - A - E 1	m
	G c - A - E 3 (A)	箇所
	立入防止柵 S A 4 (2)	m
	立入防止柵 S A 4 (3)	m
	立入防止柵の出入口 S A 4 (2) - E	箇所
	立入防止柵の出入口 S A 4 (3) - E	箇所
	立入禁止板	枚
	不法投棄禁止板	枚
	門扉	箇所
	転落防止柵	m
	視線誘導標	箇所
	防雪柵	箇所

26-19 軽量盛土工

(1) 定義

軽量盛土工とは、設計図書及び監督員の指示に従って軽量盛土材で工事用道路 東の施工を行うものをいう。

(2) 適用すべき諸基準

EDO-EPS工法設計・施工基準書（2019年5月一発泡スチロール土木工法開発機構）

(3) 種別

軽量盛土工の単価表の種別は下表に示すとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
軽量盛土工 A 1	E P S ブロック（設計単位体積重量0.20kN/m ³ ） 許容圧縮応力度50KN/m ²	
軽量盛土工 A 2	E P S ブロック（設計単位体積重量0.25kN/m ³ ） 許容圧縮応力度70KN/m ²	
軽量盛土工 A 3	E P S ブロック（設計単位体積重量0.24kN/m ³ ） 許容圧縮応力度100KN/m ²	
軽量盛土工 B 1	軽量盛土工のコンクリート床版（t=150mm）（24N/mm ² ）を打設するもの コンクリート床版には型わく、残存型わく、鉄筋、鉄筋金網D13—150×150、目地材を含む	
軽量盛土工 B 2	軽量盛土工の基礎碎石の施工を行うもの	
軽量盛土工 B 3	軽量盛土工の敷き砂の施工を行うもの	
軽量盛土工 B 4	軽量盛土工の水抜きパイプの施工を行うもの 水抜きパイプには吸出し防止材を含む	
軽量盛土工 B 5	軽量盛土工の排水材の施工を行うもの	
軽量盛土工 B 6	軽量盛土工の裏込め碎石の施工を行うもの	
軽量盛土工 B 7	軽量盛土工の壁面材の施工を行うもの	
軽量盛土工 B 8	軽量盛土工の上部調整コンクリートの施工を行うもの 型わく、目地、足場を含む	

(4) 施工

軽量盛土工の施工はEDO-EPS設計・施工基準書に準拠するものとする。

(5) 数量の検測

軽量盛土工の数量の検測は、設計数量（m³、m²またはm）でおこなうものとする。

(6) 支払

軽量盛土工A 1～A 3の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うEPSブロックの加工、設置等軽量盛土工A 1～A 3の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 1の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の設置、溶接金網の設置、目地材の設置、コンクリート床版の施工等軽量盛土工B 1の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 2の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基礎碎石の施工等軽量盛土工B 2の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 3の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う敷き砂の施工等軽量盛土工B 3の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 4の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う吸出し防止材および水抜きパイプの設置等軽量盛土工B 4の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 5の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う排水材の設置等軽量盛土工B 5の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 6の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う裏込め碎石の施工等軽量盛土工B 6の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 7の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う壁面材の設置等軽量盛土工B 7の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

軽量盛土工B 8の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う型わくの設置、目地材の設置、足場工の設置撤去、コンクリートの打設等軽量盛土工B 8の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（３）	軽量盛土工	
	A 1	m ³
	A 2	m ³
	A 3	m ³
	B 1	m ³
	B 2	m ²
	B 3	m ²
	B 4	m
	B 5	m ²
	B 6	m ³
	B 7	m ²
	B 8	m ³

2 6 - 2 0 工事用仮橋

（１）定義

工事用仮橋とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用仮橋を設置するものをいう。

（２）種別

工事用仮橋の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
工事用仮橋 上部工N（A） 設置	中野川仮橋上部工の主桁にプレートガーダー材を使用し設置するもの。	
工事用仮橋 上部工N（B） 設置	中野川仮橋上部工の主桁にH形鋼を使用し設置するもの。	
工事用仮橋 下部工N 設置	中野川仮橋の下部工を設置するもの。土留め工を含む。	
工事用仮橋 基礎ぐいN 設置	中野川仮橋の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて設置するもの。	
工事用仮橋 上部工R（A） 設置	六郎次川仮橋上部工の主桁にプレートガーダー材を使用し設置するもの。	
工事用仮橋 上部工R（B） 設置	六郎次川仮橋上部工の主桁にH形鋼を使用し設置するもの。	
工事用仮橋 下部工R 設置	六郎次川仮橋の下部工を設置するもの。土留め工を含む。	
工事用仮橋 基礎ぐいR 設置	六郎次川仮橋の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて設置するもの。	

(3) 施工

- 1) 工事用仮橋の施工にあたっては、既存構造物や周辺河川などに損傷を与えないように施工しなければならない。
- 2) 杭橋脚の施工においては、設計図書及び監督員の指示に従い行うものとするが、監督員が必要と認めて施工方法を変更した場合については、その指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。

(4) 工事用仮橋の完了時期

工事用仮橋の完了時期は次のとおりとする。

単価表の項目	完了時期	撤去時期
工事用仮橋 上部工N (A) 設置	令和12年7月	別途工事で撤去
工事用仮橋 上部工N (B) 設置	令和12年7月	別途工事で撤去
工事用仮橋 下部工N 設置	令和12年7月	別途工事で撤去
工事用仮橋 基礎ぐいN 設置	令和12年7月	別途工事で撤去
工事用仮橋 上部工R (A) 設置	令和10年5月	別途工事で撤去
工事用仮橋 上部工R (B) 設置	令和10年5月	別途工事で撤去
工事用仮橋 下部工R 設置	令和10年5月	別途工事で撤去
工事用仮橋 基礎ぐいR 設置	令和10年5月	別途工事で撤去

(5) 仮設材

工事用仮橋に使用する仮設材は次のとおりとする。

単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	備考
工事用仮橋 上部工N (A) 設置	プレートガーダー	購入品 (新品)	福島県	別途工事で撤去
	溝型鋼 等辺山形鋼	購入品 (中古品)	福島県	別途工事で撤去
	覆工板 (すべり止め加工)	購入品 (中古品)	福島県	別途工事で撤去
工事用仮橋 上部工N (B) 設置	H型鋼 溝型鋼 等辺山形鋼	購入品 (中古品)	福島県	別途工事で撤去

	プレート			
	覆工板（すべり止め加工）	購入品 （中古品）	福島県	別途工事で撤去
工事用仮橋 下部工N 設置	H型鋼 溝型鋼 等辺山形鋼 プレート 普通鋼矢板Ⅲ型	購入品 （中古品）	福島県	別途工事で撤去
工事用仮橋 基礎ぐいN 設置	H型鋼	購入品 （中古品）	福島県	別途工事で撤去
工事用仮橋 上部工R（A） 設置	プレートガーダー	購入品 （新品）	福島県	別途工事で撤去
	覆工板（すべり止め加工） 溝型鋼 等辺山形鋼 プレート	購入品 （中古品）	福島県	別途工事で撤去
工事用仮橋 上部工R（B） 設置	覆工板（すべり止め加工） H型鋼 溝型鋼 等辺山形鋼 プレート	購入品 （中古品）	福島県	別途工事で撤去
工事用仮橋 下部工R 設置	H型鋼 溝型鋼 等辺山形鋼 プレート 普通鋼矢板Ⅲ型	購入品 （中古品）	福島県	別途工事で撤去
工事用仮橋 基礎ぐいR 設置	H型鋼	購入品 （中古品）	福島県	別途工事で撤去

仮設材について、上表に示す調達地域から調達が困難な場合は、本特記仕様書 27-8「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。

（6）数量の検測

工事用仮橋上部工の数量の検測は設計数量（㎡）で行うものとする。また、下部工の検測は、設計数量（t）で行うものとする。並びに、基礎ぐいの検測は設計数量（本）で行うものとする。

(7) 支払

工事用仮橋設置の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²・1 t・1 本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う工事用仮橋設置の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（４）工事用仮橋	
上部工N（Ａ） 設置	m ²
上部工N（Ｂ） 設置	m ²
下部工N 設置	t
基礎ぐいN 設置	本
上部工R（Ａ） 設置	m ²
上部工R（Ｂ） 設置	m ²
下部工R 設置	t
基礎ぐいR 設置	本

2 6 - 2 1 仮設物設置・撤去工

(1) 定義

仮設物設置・撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、工事に必要な仮設物を設置し、工事目的物等が完成した後に撤去することをいう。

(2) 種別

仮設物設置・撤去工の単価表の種別は下表に示すとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
仮設物設置・撤去工 仮設防護柵 設置	本線路肩部へ仮設防護柵を設置するもの。	購入品 (中古品)
仮設物設置・撤去工 目隠し板 A 設置	・ 仮設防護柵に目隠し板を設置するもの。 ・ 使用する材料はすべて購入品とする。 ・ 仮設防護柵設置工で設置した後速やかに設置するものとする。	購入品 (新品)
仮設物設置・撤去工 目隠し板 A 撤去	・ 仮設防護柵に設置した目隠し板を撤去するもの。 ・ 特記 8-2 に定める冬季休止期間前に目隠し板を撤去、現地に仮置きするものとする。	
仮設物設置・撤去工 目隠し板 B 設置	・ 既設防護柵に目隠し板を設置するもの。 ・ 使用する材料はすべて購入品とする。	購入品 (新品)
仮設物設置・撤去工 目隠し板 B 撤去	・ 既設防護柵に設置した目隠し板を撤去するもの。 ・ 特記 8-2 に定める冬季休止期間前に目隠し板を撤去、現地に仮置きするものとする。	

仮設物設置・撤去工 B f・0.650・ 0.415 (A) 設置	・単管架台を設置するもの ・B f・0.650・0.415を単管架台上に設置するもの	
仮設物設置・撤去工 B f・0.650・ 0.415 (A) 撤去	・単管架台上のB f・0.650・0.415を撤去するもの ・単管架台を撤去するもの	

(3) 設置期間等

単価表の項目	設置時期	撤去時期
仮設物設置・撤去工 仮設防護柵 設置	145.6KP～144.8KP付近：令和9年6月 ※橋梁部及び既設防護柵部は除く	(別途工事にて撤去)
仮設物設置・撤去工 目隠し板A 設置 目隠し板B 設置	145.6KP～144.8KP付近：令和9年6月 ※橋梁部は除く	冬季休止期間前
仮設物設置・撤去工 B f・0.650・0.415 (A) 設置	STA. 737+80付近：中野川橋P2橋脚掘削時	中野川橋P2橋脚埋戻し時

冬季休止期間とは特記仕様書8-2に示す期間を指すが、天候の状況等により契約後その時期が変更する場合がある。

(4) 施工

受注者は施工に先立ち品質規格を満足した仮設材料を用いて、設計図書及び監督員の指示に従って、設置又は撤去をしなければならない。また供用線に対し飛散等しないよう十分に留意して施工を行うものとする。

(5) 数量の検測

仮設物設置・撤去工の検測は、設計数量 (m) とする。

(6) 支払

仮設物設置・撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設物設置・撤去工の材料費、修理損耗費、施工箇所までの運搬・積込み・取卸し、撤去、仮置き等仮設物設置・撤去工の施工に要する材料・労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (5)	仮設物設置・撤去工	
	仮設防護柵 設置	m
	目隠し板A 設置	m
	目隠し板A 撤去	m

目隠し板B	設置	m
目隠し板B	撤去	m
B f ・ 0 . 6 5 0 ・ 0 . 4 1 5 (A)	設置	m
B f ・ 0 . 6 5 0 ・ 0 . 4 1 5 (A)	撤去	m

2 6 - 2 2 仮設標識工

(1) 定義

仮設標識工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設の標識を設置することをいう。

(2) 種別

仮設標識工の単価表の種別は下表に示すとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
仮設標識工 A	・ 仮設標識を設置するものをいう ・ 材料の規格、寸法等は関連する設計図書によるものとする ・ 使用する材料はすべて購入品とする (間詰めモルタルを含む)	

(3) 施工

受注者は施工に先立ち品質規格を満足した仮設材料を用いて、設計図書及び監督員の指示に従って、製作及び設置をしなければならない。また供用線に対し飛散等しないよう十分に留意して施工を行ものとする。

(4) 数量の検測

仮設標識工の数量の検測は、設計数量（基）とする。

(5) 支払

仮設標識工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設標識柱の製作、設置、反射式標識板の製作、標識柱への取り付け、標識基礎コンクリートの製作、施工箇所までの運搬・積み込み・取卸し等仮設標識工の施工に要する材料・労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（6） 仮設標識工 A	基

26-23 待避所設置工

(1) 定義

待避所設置工とは、設計図書に従って工事用道路における待避所を設置するものをいう。

(2) 種別

単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
A	待避所設置のため 1) 掘削、積込、本線内盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等及びのり面仕上げ 2) 凍上抑制層の施工 3) 簡易舗装の舗設	待避所①
B	待避所設置のため 1) 掘削、積込、本線内盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整等及びのり面仕上げ 2) 凍上抑制層の施工 3) 簡易舗装の舗設 4) 既設用排水溝の撤去、処分場への運搬、処分 5) 用排水溝の設置	待避所②

(3) 材料

- 1) 凍上抑制層の材料は、共通仕様書18-5-2「材料」(3)切込碎石(砂利)路盤工(再生クラッシャーラン)を適用するものとする。
- 2) 簡易舗装工の材料は、共通仕様書18-5-2「材料」(4)(再生)加熱アスファルト表層工・基層工・安定処理路盤工を適用するものとする。
- 3) 用排水溝の材料は、共通仕様書5-4-1「材料」を適用するものとする。

(4) 施工

- 1) 凍上抑制層及び簡易舗装の施工は、共通仕様書18-5-3「施工」を適用するものとする。
- 2) 本線内盛土場における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。
その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。
- 3) 既設用排水溝の撤去は、撤去する原位置で人力による取壊し、積込、運搬とする。
- 4) 用排水溝の施工は、共通仕様書5-4-2「施工」を適用するものとする。

(5) 数量の検測

待避所設置工 A、Bの数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。

(6) 支払

待避所設置工 Aの支払は、前項の規定に従って検測された待避所設置工に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、掘削、のり面仕上げ、凍上抑制層、簡易舗装等待避所設置工 Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

待避所設置工 Bの支払は、前項の規定に従って検測された待避所設置工に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、掘削、のり面仕上げ、凍上抑制層、簡易舗装、既設用排水溝の撤去、処分場への運搬、処分、用排水溝の設置等、設置等待避所設置工 Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	待避所設置工	
	A	箇所
	B	箇所

26-24 道路拡幅工

(1) 定義

道路拡幅工とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用道路を拡幅するものをいう。

(2) 種別

単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
A	工事用道路拡幅のため 1) 既設用排水溝の撤去、処分場への運搬、処分 2) 転落防止柵の撤去、本線内盛土場①への運搬 3) プレキャストボックスカルバートの設置 4) アスファルト舗装の撤去 5) 掘削、積込、本線内盛土場①への運搬、敷均し、締固め、整形、仕上げ、含水比の調整及びのり面仕上げ 6) 簡易舗装の舗設 7) 植生のり面の施工 8) 転落防止柵の設置	

(3) 材料

- 1) 簡易舗装工の材料は、共通仕様書18-5-2材料(4)(再生)加熱アスファルト表層工・基層工・安定処理路盤工を適用するものとする。

- 2) プレキャストボックスカルバートの材料は、道路土工カルバート工指針 平成 21 年度版
((公社) 日本道路協会) の R C 構造 1 種を適用するものとする。
- 3) 植生のり面の材料は本特記仕様書 2 6 - 6 によるものとする。
- 4) 転落防止柵の材料は、防護柵の設置基準(平成 16 年 3 月 31 日 道路局長通達、国土交通省)
における歩行者自転車用柵の P 種とする。

(4) 施工

- 1) 既設用排水溝の撤去は、撤去する原位置で機械による取壊し、積込、運搬とする。
- 2) 簡易舗装の施工は、共通仕様書 1 8 - 5 - 3 「施工」を適用するものとする。
- 3) プレキャストボックスカルバートの施工は、道路土工カルバート工指針平成 21 年度版
((公社) 日本道路協会) を適用するものとする。
- 4) 本線内盛土場における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。
その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。
- 5) 植生のり面の施工は、共通仕様書 4 - 7 - 3 「施工」を適用するものとする。
- 6) 転落防止柵の施工は、防護柵の設置基準(平成 16 年 3 月 31 日 道路局長通達)を適用するものとする。
- 7) 用排水溝の付替え中は水替えを行うものとする。

(5) 数量の検測

道路拡幅工の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。

(6) 支払

道路拡幅工の支払は、前項の規定に従って検測された道路拡幅工に対し、1 箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、掘削、のり面仕上げ、簡易舗装、既設アスファルト舗装版・用排水溝・転落防止柵の撤去、プレキャストボックスカルバート設置、植生のり面工、転落防止柵の設置、水替え等道路拡幅工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一 (8) 道路拡幅工	
A	箇所

26-25 土のう積工

(1) 定義

土のう積工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、大型土のうを製作・設置する作業をいう。

(2) 種別

土のう積工の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
土のう積工 大型土のう 1.0×1.0×1.0	大型土のうを製作・設置するもの 耐候性：3年対応 中詰土：発生土または他工事流用土

(3) 数量の検測

土のう積工の数量検測は、設計数量（袋）で行うものとする。

(4) 支払

土のう積工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1袋当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う大型土のうの製作・設置等土のう積工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（9）土のう積工 大型土のう 1.0×1.0×1.0	袋

27. 補足事項

27-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 快適トイレを追加する場合がある。
- (2) 本線外盛土場の位置及び運搬に関する事項を変更及び追加する場合がある。
- (3) 本線外盛土場の整備を変更及び追加する場合がある。
- (4) 工事用道路として使用する町道等における舗装補修を追加する場合がある。
- (5) 工事用道路として使用する町道等について待避所を追加する場合がある。
- (6) 本特記仕様書8-2に規定する冬季休止期間外における除雪工を追加する場合がある。
- (7) 橋梁下部工の落橋防止構造を追加する場合がある。
- (8) 中野川橋下部工における切り回し水路の構造を変更する場合がある。
- (9) 六郎次橋下部工における既設仮橋橋台の取壊し方法について変更する場合がある。
- (10) 標識柱及び標識杭の撤去方法を変更する場合がある。
- (11) 仮設標識工の構造を変更する場合がある。
- (12) 町道六郎次線におけるセミトレーラー転回場について変更する場合がある。
- (13) 町道六郎次線における六郎次川橋施工ヤードについて変更する場合がある。
- (14) 資機材の運搬方法について変更する場合がある。
- (15) 工事用道路（EPS）の構造を変更する場合がある。

27-2 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工 事 の 内 容
工事用機械分解組立費 （下部工）	下部工施工時に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 （場所打ちコンクリート杭 （機械掘削））	場所打ちコンクリート杭（機械掘削）に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 （場所打ちコンクリート杭 （人力掘削））	場所打ちコンクリート杭（人力掘削）に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 （工事用道路）	工事用道路施工時に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 （工事用仮橋）	工事用仮橋設置時に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
仮設材運搬費	仮設材等（仮橋、鋼矢板、覆工板、H形鋼、覆工板、仮設防護柵等）の運搬に要する費用をいう。

【準備工事費】

割掛対象表の項目名称	工 事 の 内 容
作業ヤード整備費	クレーン作業、工事用車両の転回及び資材仮置・ヤードの整備のために要する費用をいう
防護柵レール撤去設置費	本線外盛土場①への土運搬時に支障となる、搬入場所に設置されている防護柵のレールの撤去設置をいう

27-3 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書1-51-2「工事記録情報」に規定する、工事記録情報については次のとおりとする。

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-10）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

27-4 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

27-5 災害協力業務

本工事期間中に工事箇所の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

27-6 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制室への通報
- (2) 発炎筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

27-7 間接工事費の変更

27-7-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者協議し定めるものとする。

27-7-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

27-7-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-11）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式-11）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

27-7-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-12）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式-13）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額に関する協議書により受注者は、間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-14）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

27-7-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

27-7-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－１１）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－１１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２７－７－７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

２７－７－８ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

２７－８ 材料調達に伴う変更

２７－８－１ 対象となる資材等

本工事の、「骨材」、「土砂」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－１５）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式－１６）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40	福島県
	RC-40	福島県
	単粒碎石４号	福島県
仮設材（鋼材）	プレートガーダー	福島県
	覆工板	福島県
	H型钢	福島県
	溝型钢	福島県
	等辺山形鋼	福島県
	プレート	福島県
	普通鋼矢板Ⅲ型	福島県

27-8-2 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

27-9 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和7年7月 東日本高速道路㈱）を参考にするものとする。なお、当該ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/const_guideline.pdf

27-10 ICTの活用について

本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

27-11 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。